

川越市農業委員会告示第5号

川越市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和8年4月24日提出

川越市農業委員会会長 渋谷 武

川越市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示

川越市農業委員会事務局処務規程（昭和53年農委告示第19号）の一部を次のとおり改正する。

第7条に次の1号を加える。

(11) 遊休農地に関する事

附 則

この告示は、令和8年4月24日から施行する。